

# 令和5年度 集団指導

## 指導監査（処遇）について

### 届出（認可外）保育施設向け資料



しろまるひめ

姫路市 幼保連携政策課  
監査・指導担当（監査指導課内）  
電話 079-221-2387  
FAX 079-221-2487

令和5年5月

# 目 次

- I. 児童の処遇に関する事項・・・・・・・・P. 3
- II. 衛生管理・・・・・・・・P. 12
- III. 事故防止のための取り組み・・・・・・・・P. 13
- IV. 職員の処遇に関する事項・・・・・・・・P. 20
- V. その他（相談事業のご案内）・・・・・・・・P. 21
- VI. 参考資料・・・・・・・・P. 22

お伝えしたい項目ばかりです



しろまるひめ

## I. 児童の処遇に関する事項

全ての子ども用最善の利益のために、一定の保育水準を保ち、全ての保育所が拠るべき保育の基本的事項を定めたものである

### ☞ 保育所保育指針の改定（平成30年4月から適用されている）の5つの方向性

- ① 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実  
→3歳未満児の保育の意義の明確化と一層の充実
- ② 保育所保育における幼児教育施設としての積極的な位置づけ  
幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領との整合性を図る  
→「保育課程」から「全体的な計画」（P4で詳細説明）の作成  
→幼児教育において育みたい資質・能力と5領域におけるねらい及び内容に基づいて育まれていった時、幼児期の終わり頃に具体的にどのような姿として現れるかを「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」として明確化した（詳細は第1章4（2）参照）
- ③ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し  
→健康支援（アレルギー対応）、関係機関との連携による危機管理（安全、防災等）体制作り
- ④ 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性  
→保護者並びに地域・関係機関との連携や協働強化による「子育て支援」の充実
- ⑤ 職員の資質・専門性の向上  
→一人一人の職員が、主体的・協働的にその資質と専門性の向上を図ること。職位や職務内容に応じて、身に付けるべき役割や専門性を明確にし、職場内外の研修受講によってキャリアアップを図ることが求められる。

## 第1章 3 保育の計画及び評価

(1) 「全体的な計画」とは (作成については保育所保育指針解説 P39~参照)

保育の目標を達成するために、各保育所の事業理念、保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、家庭の状況、地域の実態等に加えた保育所保育の全体像を包括的に示すもの。また、この計画に基づく「指導計画」「保健計画」「食育計画」等を作成すること。

### 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

保育所保育において育みたい資質・能力が卒園を迎える年度頃(最終年度)に見られるようになる姿でありその具体的な姿を10の視点から捉えたもの。卒園までに身につける到達目標ではない。第2章4(2)小学校との連携 ア・イ参照(P288)

「ア 健康な心と体」

→保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる

「イ 自立心」

→身近な環境に主体的に関わり、考えたり、工夫したり、諦めずにやり遂げる達成感を味わい自信をもって行動するようになる

「ウ 協同性」

→友達と互いの思いや考えを共有し、共通の目的の実現を充実感をもってやり遂げるようになる

「エ 道徳性・規範意識の芽生え」

→相手の気持ちに共感したり、立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、きまりをつくったり守ったりするようになる

「オ 社会生活との関わり」

→家族や地域の人との関わりの中で地域社会に親しみを持つとともに公共の施設を大切に利用するなど社会とのつながりなどを意識するようになる

「カ 思考力の芽生え」

→身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組み等、また、自分と異なる考えがあることに気づき自ら判断したり、考え直したりしながら自分の考えをよりよいものにするようになる

「キ 自然との関わり・生命尊重」

→身近な自然物に関心を持ち生命の不思議さや尊さに気づきいたわり、大切に作る気持ちを持つようになる

「ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」

→遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字に興味を持ち自分の生活に活用する

「ケ 言葉による伝え合い」

→絵本や物語に親しみ、経験したことを言葉で表現することを身につけ言葉による伝え合いを楽しむようになる

「コ 豊かな感性と表現」

→さまざまな事象に触れ、感動したことを表現する。また友達の表現を見て、自分が感じたことを言葉で表現する

### ○(3) 保育の内容

児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

○ 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。

この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。

## 【乳児（1歳未満児）】

- 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するように努めているか。

## 【1歳以上3歳未満児】

- 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるように努めているか。
- 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- 一人一人が探索活動を十分にできるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるように適切に援助しているか。



## 【3歳以上児】

- この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

### （3歳児）

- 遊びや生活において他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

### （4歳児）

- 自意識が生まれ、他人の存在も意識でできるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

## (5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

## (6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。

## (保育全般に関わる配慮事項)・・・保育所保育指針P285参照

- ①乳幼児期の子どもの発達には心身共に個人差が大きいことに配慮する。
- ②子どもの活動における個人差に配慮する。
- ③一人一人の子どものその時の気持ちに配慮する。

## 〈その他〉

### ◎保育従事者の保育姿勢等

児童の最善の利益の考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

### ◎保育所保育指針を理解する機会を設ける

施設内での研修等により保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

### ◎児童の権利擁護・虐待等防止

- ・児童への身体的苦痛、心理的苦痛を与えてはならないこと。
- ・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月こども家庭庁作成）」、「人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会作成）」等の活用

※要録→就学先や進学先へ送付する正式な記録文書

要録の作成と提出は法令で定められた義務記録内容は、  
情報開示請求に応じる場合を考慮して客観的事実に基  
づいて明確簡潔、肯定的にまとめること

- 保育所児童保育要録（参考様式）

資料 1

※記録→日々、月毎、季節毎の各種記録の作成

- 睡眠チェック表・病状経過記録
- プール管理日誌・避難訓練実施記録等

資料 2

- 与薬依頼票

資料 3



監査対応の為に記録するものではありません

## Ⅱ. 衛生管理 (厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン2018年改訂版より)

- 保育室内→室温、湿度の管理 (夏 $26^{\circ}\text{C}\sim 28^{\circ}\text{C}$ ・冬 $20^{\circ}\text{C}\sim 23^{\circ}\text{C}$ ・湿度60%) 目安  
換気も忘れずに
- 手洗い →
  - 石けんは泡で菌を洗い流すもの。3歳未満児には液体石けんを使用することも方法の一つ
  - 固形石けんはネットの汚れや石けん置きの下のぬめり等保管方法に注意
  - 手拭きタオルは絶対に共用しない。タオル同士を密着させない
- 消毒 →
  - 子どもが直接口に触れる玩具等は遊んだ都度毎に湯、水で洗う。日光消毒も効果的である
  - 消毒薬の種類と用途 (保育所における感染症対策ガイドライン P72～参照)
  - 嘔吐・下痢の発生時の処理 資料4
  - 砂場は定期的に掘り起こし日光消毒をする  
夜間、休日は小動物侵入防止シート等で覆う
  - 夏季プールの消毒→遊離残留塩素濃度 $0.4\text{mg/L}$ から $1.0\text{mg/L}$   
ビニールプール等簡易プールも必要とされている

## Ⅲ. 事故防止のための取り組み

### (1) 事故防止・事故対応マニュアルの作成



#### ① マニュアルの作成

内閣府、文部科学省及び厚生労働省策定の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照

#### ② 職員への周知

園内で定期的に研修を行うなど、職員間で共有し、安全対策を徹底する。

#### ③ マニュアルの見直し

園で発生した事故報告事例やヒヤリ・ハットをもとに定期的な見直しを行い全職員で共有する。

(ここが改正されました)

安全確保 重要!



全ての保育所等は、令和5年4月1日より、当該保育所等を利用する児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施するための計画を策定しなければならないことが義務付けられました。

※「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」  
(令和4年12月16日付厚生労働省通知) 参照

【安全計画策定について】

(認可外保育所指導監督基準に基づく安全計画策定に関する規定内容について)  
改正後の指導監督基準イメージ ※現行のアを以下のア～ウに見直した  
(第7 健康管理・安全確保 (8) 安全確保)

ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い児童の安全の確保に配慮した保育を行うこと。 様式例：別添資料6参照

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的を実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について 周知すること。

安全確保 重要！



## 1 安全計画の策定について

- 安全確保に関する取り組みを計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること
- 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「認可外保育施設が行う児童の安全計画に関する取組と実施時期例」などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと

## 2 児童の安全確保に関する取り組み

### ①安全点検

- 施設・設備の安全点検（備品、遊具、防火設備、避難訓練、散歩コースなど）
- マニュアルの策定・共有（職員が気をつけるべき点や役割分担など）

### ②児童・保護者への安全指導等

- 児童への安全指導
- 保護者への説明・共有

（家庭での安全教育の実践等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組みの内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない）

### ③実践的な訓練や研修の実施

### ④再発防止の徹底

## 3 安全計画の職員への周知と定期的な研修・訓練の実施

## 4 定期的な安全計画の見直し

## (2) 事故防止のための具体的な取り組み

### ①誤飲・誤嚥

食事・・・年齢月齢に寄らず普段食べているどんな食材も窒息につながる可能性がある。適切な食事の援助や観察を行いましょう。

環境設定・・・口に入れると咽頭部や気管が詰まり窒息の可能性のある大きさ形状のものは室内に置かないようにしましょう。

(球形の場合 直径4.5cm以下、球形でない場合3.8cm以下のものは危険とされている)

②アレルギー誤食・・・当該児名。アレルゲン。除去食対応、調理時、配膳時、食事の提供、食事中に複数で確認しましょう。

→生活管理指導表の活用

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂）」P8参照)

③睡眠中・・・睡眠中は、仰向けの徹底を! 確認内容を正確に記録しましょう。

睡眠チェック表参照

資料 2



④ 水遊び、プール遊び・・・子どもの大好きな活動ですが危険を伴います。しっかりとポイントを押さえましょう。  
☆専任の監視を行う者と指導等を行う者を分けて配置

- (1) 監視者は監視に専念すること。
- (2) 監視エリアを全域をくまなく監視すること。
- (3) 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- (4) 時間的余裕をもって活動を行う。
- (5) 職員がそろわない時には、プール遊びは中止する。
- (6) 別の水遊びに切り替える。

プール管理日誌 参照資料2  
※心肺蘇生法等の応急手当、119番通報を含めた緊急時の体制を整備をする。

⑤散歩他、園外保育等

散歩などの園外保育・・・日常的な活動ですが、目的地やコースの注意点などの情報の共有をしましょう。

☆ルートの下見（必須）・・・職員のみで歩いて危険箇所を把握、マップに反映させ。散歩マップの作成

☆散歩・園外保育計画作成（日案）と評価、反省、準備物の書き出し、点検、緊急連絡方法の整備

☆交通量の少ないルートや時間帯を選ぶ

⑥子どもの所在確認・・・場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底するようにし、活動時は常に園児の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどが無いよう留意します。また、不在の園児に気付いた際には、早急にその所在の搜索を行うこと。



ここは、  
重要です

⑦園バスでの送迎・・・安全装置の導入が必要。可能な限り令和5年6月までの導入に努める。（令和6年3月末まで経過措置）

※昨年度、バス送迎にあたっての安全管理に関する点検項目を確認させていただきました。引き続き安全なバス送迎と子どもの受け入れ時、保育中、生活が変わる時間帯の人数点呼と安全確認の徹底を!!

⑧ 与薬・・・原則としては与薬は行いません。  
※慢性疾患等やむを得ない場合に限り医師の  
処方が必要最小限の与薬としましょう。

与薬依頼票参照 資料3

⑨ ヒヤリ・ハット・・・事故を未然に防ぐためにヒヤリ・ハットを活用しましょう。

※ヒヤリ・ハット報告書と記入上の注意参照 資料5

⑩ 安全管理・・・安全な環境を整えましょう。

- ・施設の環境整備
- ・救命処置訓練の実施
- ・消火訓練、避難訓練の実施
- ・遊具等、物品の管理、整理整頓

### (3) 事故発生時の対応について

#### 1. 状況判断と受診の判断

- 必要に応じて応急処置を行うとともに、事故の状況（児童の状況、現場の状況等）を正確に把握する。
- 症状の見落としや判断ミスがないよう、児童の状態については複数人で確認する。

#### 2. 保護者への説明

事故の発生について連絡し、現在把握している事実を正確に伝えてください。保護者へ、適切に情報提供を行うことは、その後の信頼関係のある中で保育を継続するために重要なことです。

☆事前にまとめておく主な点☆

- いつ、どこで、だれが、どの程度の怪我なのか、どのように、なぜ、現在どのような対応を行っているのか、保護者には何をしてほしいか（受診などの承諾、お迎え、病院での待ち合わせ等）

#### 3. 事故状況の記録

どのように事故が発生し、どのように対応したのか、また、保護者へ伝えた内容について、随時、時系列に沿って記録をしておきましょう。

#### 4. 再発防止のための取り組み

- 具体的な再発防止策を策定する。
- 再発防止策を職員全員に周知するとともに、必要に応じて保護者とも共有する。

## IV. 職員の処遇に関する事項

### →保育士証の管理

児童福祉法の改正により、平成15年11月29日から、従来の「保母資格証明書」では、保育士として業務を行うことができなくなりました。都道府県知事に保育士登録をして「保育士証」の交付を受けることが必要です。婚姻などにより氏名、または本籍地のある都道府県が変わった場合は「書き換え」が必要です。しかし、令和元年6月21日閣議決定に基づき氏名欄の記載方法が変更され旧姓及び通称名の併記が可能になりました。申請希望により併記が可能になりますが、旧姓のみの登録はできません。詳細は保育士登録事務処理センターHPをご覧ください。

上記、児童福祉法改正により「保母・保父」から「保育士」という名称独占資格として国家資格となった。よって、資格を持たない者が保育士を名乗り職につくと処罰を受けることになる。（児童福祉法第18条の21）

### その他の処罰規定

守秘義務や信用失墜行為の禁止→対人援助専門職としての義務が課せられ、保育士の職を離れても守秘義務が課せられます。

## V. その他（相談事業のご案内）

保育所現場の経験者による相談事業を行っています。

日々の保育の困り事や気になる子どもの保育、保護者対応や人材育成など、悩みごとがあればお聞かせください。アドバイス出来ることがあるかもしれません。お気軽にお問い合わせください。

ご要望があれば施設訪問もいたします。

連絡先 姫路市幼保連携政策課 監査・指導担当（監査指導課内）

電話 079-221-2387

FAX 079-221-2487

ご連絡お待ちしております



## Ⅵ. 参考資料

資料1 保育所児童保育要録

資料2 睡眠チェック表・症状経過記録・プール管理日誌・避難訓練実施記録

資料3 保育所・こども園での与薬について

資料4 ノロウイルス対策

資料5 ヒヤリ・ハット報告書

資料6 保育安全計画例

# VI. 参考資料（資料1）

## 保育所児童保育要録の様式

別紙資料1  
(様式の参考例)

### 保育所児童保育要録（入所に関する記録）

児 童	ふりがな 氏 名				性 別	
		年 月 日 生				
	現住所					
保 護 者	ふりがな 氏 名					
	現住所					
入 所		年 月 日	卒 所	年 月 日		
就学先						
保育所名 及び所在地						
施 設 長 氏 名						
担当保育士 氏 名						

(様式の参考例)

### 保育所児童保育要録（保育に関する記録）

本資料は、就学に際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学校を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。

氏名	保育の過程と子どもの育ちに関する事項	最終年度に至るまでの育ちに関する事項
生年月日	(最終年度の重点)	
性別	(個人の重点)	
ねらい (発達を促せる視点)		
健康	(保育の展開と子どもの育ち)	
人間関係		
環境		
言葉		
表現		

  

幼児期の終わりにまで育てほしい姿
※各項目の内容等については、別紙に示す「幼児期の終わりにまで育てほしい姿について」を参照すること。
健康な心と体
自立心
協同性
道徳性・規範意識の芽生え
社会生活との関わり
思考力の芽生え
自然との関わり・生命尊重
数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚
言葉による伝え合い
豊かな感性と表現

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を賚せられた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。

- 保育の過程と子どもの育ちに関する事項
- 最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。
- 個人の重点：1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。
- 保育の展開と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達の状態（保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの）を、保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えて記入すること。その際、他の子どもと比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。あわせて、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。別紙を参照し、「幼児期の終わりにまで育てほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。
- 特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特にすべき事項がある場合に記入すること。
- 最終年度に至るまでの育ちに関する事項
- 子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。





## VI. 参考資料（資料2）

### プール管理日誌

プール管理日誌（案）										園長印
月 日（ ） 天気（ ）										
気温	水温	塩素濃度	入水時刻	歳児	幼児数	終了時刻	測定者	監視者	特記事項	
25° 以上	適温 気温+水温 50° 以上	0.4mg/L~1.0mg/L							A 児途中用便	
設 備 点 検 欄										
							○orX	特記事項		
プールの清掃と整理は行ったか										
プールの中に異物は無いか										
プールサイドは清潔か。滑りやすくなっていないか										
プール全体や底面の剥がれ破損部分はないか										
シャワーの蛇口は清潔か										
水遊び用品に壊れや破損は無いか										
排水は子どもがプール内に確実にいないことを確認して行っているか										
安 全 確 認 欄										
							○orX	特記事項		
準備体操を行ったか										
プール活動に参加できない子どもの遊びと行動の確認はできていたか										
専ら監視を行う者とプール指導等を行う者が確実に役割分担されているか										
水が入ったままのプールやタライが放置されていないか										
救急用具の不足はないか										
プール活動後速やかに排水したか										
プールの施錠を確実に行ったか										

## VI. 参考資料

### (資料2) 避難訓練実施記録

避難訓練実施記録			
防火管理者	氏名	④	担当者
実施日時	年 月 日 ( ) 時 分 [ ]		
実施場所	保育所 (こども園)		
参加人員	児童 名	職員 名	
実施内容			
内容	通報・避難・消火・教養・総合		
ねらい			
想定	火災・地震・洪水・台風・津波 不審者対応・その他 ( )		
発生場所			
避難	避難経路		
	避難場所		
	人員点呼	時	分
	所要時間	時	分
(開始から完全避難までの所要時間)			
反省及び 今後の 改善内容			

### (資料3) 与薬依頼票

#### 与薬依頼票

太枠内を記入し、1回分の薬と「与薬依頼票」を柄なしチャック付ビニール袋(中身を確認しやすいもの)に入れ、職員に手渡ししてください。

20 年 月 日 ( )

クラス・児童名	組		
病名・症状			医師の確認
受診機関名			月 日
医師名			保育時間中の 与薬の必要性
1回分ですか	はい・いいえ		
服用時間	食前	食間	食後
	その他 ( 時頃)		
薬の種類 薬・チャック付 ビニール袋に記名	液薬	粉薬	目薬 塗り薬
	その他 ( )		
受領者サイン	依頼票と薬の記名確認 <input type="checkbox"/>		
与薬者サイン	依頼票と薬の記名確認 <input type="checkbox"/>		
与薬時間	午前・午後	時	分
きりとりせん			
児童名			
受領者サイン			
与薬者サイン			
与薬時間	20 年	月	日
	午前・午後	時	分

## VI. 参考資料（資料4）

### 嘔吐・下痢の発生時の処理

#### ノロウイルス対策

##### 平常時

###### 予防

- 職員は配膳前、食事介助前後での手洗いを行う
- 施設内で手に触れる場所（手すり、ドアノブ、テーブル等）の清拭をこころがける

###### 疑うべき症状と判断のポイント

- 噴射するような激しい嘔吐
- 下痢のなかでも「水様便」
- 吐き気、嘔吐、下痢、発熱

##### 感染疑い～発症

###### 対応の方針 | 嘔吐物、排泄物の処理

###### ● 感染（疑い）による嘔吐の場合

- ① | 職員はマスク、ガウン、手袋を着用する
- ② | 嘔吐物を濡れたペーパータオル等で覆う
- ③ | ペーパータオル等で、外側から内側に向けて面を覆うように静かに拭き取る
- ④ | 最後に、次亜塩素酸ナトリウム液で確実に拭き取る
- ⑤ | ②③④をビニール袋に入れて、感染性廃棄物として処理する
- ⑥ | 職員はマスク、ガウン、手袋を外し、液体石けんと流水による手洗いを行う
- ⑦ | 次亜塩素酸ナトリウム液を使用した後は窓をあけて、換気をする

###### ● 感染（疑い）による下痢便の場合

- ① | 職員はマスク、ガウン、手袋を着用する
- ② | 新聞紙、ビニール袋を準備する
- ③ | 使用後のパット、おむつ類はビニール袋で密封し、感染性廃棄物として処理する
- ④ | トイレ使用の場合も換気し、便座や周囲の環境を十分に消毒する
- ⑤ | 職員はマスク、ガウン、手袋を外し、液体石けんと流水による手洗いを行う

処理用バケツ等に  
必要な物品を入れて  
各フロアに準備して  
おくとういでしょう



##### 解除

###### 解除の判断

- 新しい患者が1週間でなければ終息とみなし、感染対策委員会で最終的な判断を行う
- ただし、嘔吐・下痢・腹痛・発熱等の症状がおさまってからも  
最大4週間程度は排便内にウイルスが見つかることがあるため留意する

#### ノロウイルス対策 | チェックリスト

施設の管理者は、以下の施設の実施状況について定期的に確認しましょう

##### ● ノロウイルスによる食中毒予防のためのチェックポイント

以下の取り組みを行っていますか

###### 予防のポイント

###### 調理する人の健康管理

調理者に症状があるときは、  
食品を直接取扱う作業をしないようにしましょう  
毎日の作業開始前に調理従事者の健康状態を確認し、  
責任者に報告する仕組みをつくりましょう

###### 作業前等の手洗い

汚れの残りやすいところは丁寧に洗いましょう

###### 調理器具の消毒

洗剤等で十分に洗浄し、熱湯で加熱する方法  
又はこれと同等の効果をもつ方法で消毒しましょう



###### 感染を拡げないためのポイント

###### 食器・環境・リネン類等の消毒

感染者が使用した食器や、嘔吐物がついたものは、  
他のものと分けて洗浄・消毒しましょう  
カーテン、衣類、ドアノブ等も塩素消毒液等で消毒しましょう

###### 嘔吐物等の処理

使い捨てのマスクやガウン、手袋等を必ず着用しましょう  
拭き取った嘔吐物や手袋等は、ビニール袋にしっかり密閉して  
廃棄しましょう

## VI. 参考資料（資料5）

### ヒヤリ・ハット報告書

日時 月 日 ( ) 天候 晴れ・曇・雨・雪・その他 時 分頃 報告者名 ○○ ○○○		ヒヤリ・ハットの具体的内容	具体的状況
発生場所	保育室・廊下・玄関・テラス・トイレ 園庭・園外 ( )・調理室・その他	乳児用ベッドの「かんぬき」 が故障していて確実に施錠 できていなかった	「かんぬき」が外れかけ 子どもがベッドから転落 しそうになった
関係した職員	保育士・保育教諭・調理師・その他		
該当児童歳児 氏名は必要な場合	0歳児 →施設内判断で可		
過去の同様ケース	有 ・ 無	どのような危険を感じたか  該当児の転落及びベッド近 くで遊んでいる子どもを巻 き込む二次的災害発生の恐 れがあった	改善すべき事項  ベッドの使用、不使用に 限らず毎朝夕の安全点検 を徹底する
職員への報告日	月 日 ( )		
報告の方法	会議・口頭・申し送りノート その他( )		
施設長コメント	保育室内外の遊具や設備備品において特に可動部があるものについては使用前後に必ず点検を徹底して不都合ある場合は至急修理をする。また、修理に時間を要する場合は使用不可にする。使用不可については張り紙をするなど見える化して全職員や子どもたちに周知する。		

## VI. 参考資料（資料6）保育安全計画例

### ◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定期期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

（出典）保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日付事務連絡）

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（認可外保育施設の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上 3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等※1						
その他※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等※1						
その他※2						

- ※1 「避難訓練等」・・・認可外保育施設指導監督基準第3の1(2)の規定に基づき定期的実施する避難及び消火に対する訓練
- ※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者(全員参加を除く。)

訓練内容	参加予定者

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）